





者協議会からの拠出金で実施  
 対市内在住の人(中学生以下は保護者同伴)  
 定20人(先着順)  
 申7月12日(木)までに電話で愛蝶会へ  
 問愛蝶会 ☎090-7147-1118、環境指導課 ☎6443-9341812

### 福祉・保健

乳幼児を持つ親のための救命講習  
 申7月20日(金)14~17時  
 会市保健所・消防合同庁舎(萱町六丁目)5階救命講習室  
 内心肺蘇生法の講習  
 対0~6歳(未就学児)の保護者定10人(先着順)  
 申7月2日(月)~10日(火)まで  
 電話で(消)警防課へ  
 ※託児(6カ月児~3歳未満、5人まで)あり  
 問(消)警防課 ☎926-9227・FAX 926-9188

特定疾患医療受給者証の更新  
 特定疾患医療受給者証の所持者は更新申請書類を7月31日(火)(必着)までに、保健予防課(市保健所(萱町六丁目)1階)へ提出してください。  
 問保健予防課 ☎911-857・FAX 923-6062

特定疾患医療受給者証の更新  
 特定疾患医療受給者証の所持者は更新申請書類を7月31日(火)(必着)までに、保健予防課(市保健所(萱町六丁目)1階)へ提出してください。  
 問保健予防課 ☎911-857・FAX 923-6062

特定疾患医療受給者証の更新  
 特定疾患医療受給者証の所持者は更新申請書類を7月31日(火)(必着)までに、保健予防課(市保健所(萱町六丁目)1階)へ提出してください。  
 問保健予防課 ☎911-857・FAX 923-6062

特定疾患医療受給者証の更新  
 特定疾患医療受給者証の所持者は更新申請書類を7月31日(火)(必着)までに、保健予防課(市保健所(萱町六丁目)1階)へ提出してください。  
 問保健予防課 ☎911-857・FAX 923-6062

特定疾患医療受給者証の更新  
 特定疾患医療受給者証の所持者は更新申請書類を7月31日(火)(必着)までに、保健予防課(市保健所(萱町六丁目)1階)へ提出してください。  
 問保健予防課 ☎911-857・FAX 923-6062

特定疾患医療受給者証の更新  
 特定疾患医療受給者証の所持者は更新申請書類を7月31日(火)(必着)までに、保健予防課(市保健所(萱町六丁目)1階)へ提出してください。  
 問保健予防課 ☎911-857・FAX 923-6062

特定疾患医療受給者証の更新  
 特定疾患医療受給者証の所持者は更新申請書類を7月31日(火)(必着)までに、保健予防課(市保健所(萱町六丁目)1階)へ提出してください。  
 問保健予防課 ☎911-857・FAX 923-6062

特定疾患医療受給者証の更新  
 特定疾患医療受給者証の所持者は更新申請書類を7月31日(火)(必着)までに、保健予防課(市保健所(萱町六丁目)1階)へ提出してください。  
 問保健予防課 ☎911-857・FAX 923-6062

特定疾患医療受給者証の更新  
 特定疾患医療受給者証の所持者は更新申請書類を7月31日(火)(必着)までに、保健予防課(市保健所(萱町六丁目)1階)へ提出してください。  
 問保健予防課 ☎911-857・FAX 923-6062

特定疾患医療受給者証の更新  
 特定疾患医療受給者証の所持者は更新申請書類を7月31日(火)(必着)までに、保健予防課(市保健所(萱町六丁目)1階)へ提出してください。  
 問保健予防課 ☎911-857・FAX 923-6062

特定疾患医療受給者証の更新  
 特定疾患医療受給者証の所持者は更新申請書類を7月31日(火)(必着)までに、保健予防課(市保健所(萱町六丁目)1階)へ提出してください。  
 問保健予防課 ☎911-857・FAX 923-6062

特定疾患医療受給者証の更新  
 特定疾患医療受給者証の所持者は更新申請書類を7月31日(火)(必着)までに、保健予防課(市保健所(萱町六丁目)1階)へ提出してください。  
 問保健予防課 ☎911-857・FAX 923-6062

特定疾患医療受給者証の更新  
 特定疾患医療受給者証の所持者は更新申請書類を7月31日(火)(必着)までに、保健予防課(市保健所(萱町六丁目)1階)へ提出してください。  
 問保健予防課 ☎911-857・FAX 923-6062

特定疾患医療受給者証の更新  
 特定疾患医療受給者証の所持者は更新申請書類を7月31日(火)(必着)までに、保健予防課(市保健所(萱町六丁目)1階)へ提出してください。  
 問保健予防課 ☎911-857・FAX 923-6062

### チャレンジ！節水

節水とは、無理をして水を使わないようにすることではなく、必要以上に水を使わないことです。限りある水を有効利用するため、補助制度をご活用ください。

#### ■お風呂の残り湯を再利用

- ①家庭用バスポンプ=購入価格の2分の1(上限2000円)
- ②風呂水吸引ポンプ付節水型洗濯機=5000円
- ③シングルレバー式湯水混合水栓に改造=3000円



対1世帯1回限り(①②はいずれか)で、購入・改造日および申請時に本市に住民登録があり次の条件を満たす人=①②市内販売店から購入

#### ■雨水を有効利用(要事前申請)

- ④雨水タンク=市内の自己所有する建築物に自らが利用するための雨水タンクを設置する場合に補助
- ⑤不要浄化槽を利用した雨水貯留施設=公共下水道への接続に際し、不要となった浄化槽を雨水貯留施設に改造する場合に補助

※詳細は市ホームページにあり  
 問①~④=水資源担当部長付 ☎948-6223・FAX 934-1886、⑤=下水道サービス課 ☎948-6820・FAX 934-1981

FAX 934 06640  
 問 建築指導課 ☎948 6509

対象建築物	民間建築物で、吹付けアスベストなどが施工されているおそれがある建築物
補助申請書類	社会資本整備総合交付金要綱のうち、住宅・建築物安全ストック形成事業制度などに基づき行うものとし、補助申請、完了実績報告時点で次の書類が必要 ①補助申請：付近見取り図、建築確認通知書および検査済証の写し、配置図、各階平面図(アスベストなど施工場所を表示)、現況写真(建築外観およびアスベストなど施工場所)、建物の所有権を証する書面、共同住宅の場合決議を証する書類、複数の調査会社の見積書、その他市長が必要と認める書類 ②完了実績報告：分析調査結果報告書、調査期間と契約書の写し、請求書および領収書(内訳書)など
補助対象者	対象建築物を所有しており、市民税などを滞納していない人(完納証明書添付)
対象となる含有調査	JIS A1481「建材中のアスベスト含有測定方法」による調査
補助金の額	補助対象経費の額とし、1カ所当たり10万円以下(ただし1棟につき25万円が限度)
受付期間など	7月2日(月)~11月30日(金)まで。平成24年度は、予算の範囲内で、25カ所程度の予定(先着順)

内左表のとおり

### お知らせ

アスベスト含有調査費用補助

しょう▼魚介類は水道水でよく洗浄してから調理▼冷蔵や冷凍保存が必要な場合は、常温で放置しない▼他の食品に汚染を広げないように、ふた付きの容器で保存  
 問生活衛生課 ☎911-1808・FAX 923-6627

### 国保世帯・後期高齢者医療の加入者は限度額認定手続きを(4月から外来にも適用)

市民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、保険診療の一部負担金が限度額になり、入院時には食事代も減額されます。70歳未満の市民税課税世帯の人は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、一部負担金が限度額になります。すでに交付を受けている人も、毎年更新手続きが必要で

す。(認定証の有効期限は7月末まで)なお認定証の交付を受けている後期高齢者医療加入者は、更新手続きは不要ですが、保険料の滞納や所得確認ができない人は更新の手続きが必要です▼長期入院Ⅱ市民税非課税世帯の減額認定者で過去1年間の入院日数の合計が90日を超える場合、91日目から食事代が160円に減額されます。(区分Ⅰの該当者は変更されません)  
 ※市民税が課税されていた期間および介護保険施設などへの入所期間は、入院日数に含まれません

外来・入院時自己負担限度額/1カ月あたり		入院時食事代/1食あたり																										
<b>■国保被保険者(70歳未満)</b> <table border="1"> <tr><th>認定前</th><td>医療費の3割(義務教育就学までは2割)</td></tr> <tr><th>認定後</th><td></td></tr> <tr><td>A</td><td>150,000円+(医療費-500,000円)×1% 【83,400円】</td></tr> <tr><td>B</td><td>80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】</td></tr> <tr><td>C</td><td>35,400円 【24,600円】</td></tr> </table> <p>A: 上位所得者(市民税課税世帯で、総所得額が600万円を超える世帯)          B: 市民税課税世帯(総所得額が600万円以下の世帯)          C: 市民税非課税世帯</p>		認定前	医療費の3割(義務教育就学までは2割)	認定後		A	150,000円+(医療費-500,000円)×1% 【83,400円】	B	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】	C	35,400円 【24,600円】	<b>■国保被保険者(70~74歳)または後期高齢者で市民税非課税の人※1</b> <table border="1"> <tr><th>認定前</th><td>外来(個人で計算)</td><td>入院および外来(世帯で計算)</td></tr> <tr><td>一般</td><td>12,000円</td><td>44,400円</td></tr> <tr><th>認定後</th><td></td><td></td></tr> <tr><td>区分Ⅱ</td><td>8,000円</td><td>24,600円</td></tr> <tr><td>区分Ⅰ</td><td>8,000円</td><td>15,000円</td></tr> </table> <p>区分Ⅱ: 市民税非課税世帯          区分Ⅰ: 市民税非課税世帯で、世帯全員所得なし(年金収入のみの場合その額が80万円以下)</p>		認定前	外来(個人で計算)	入院および外来(世帯で計算)	一般	12,000円	44,400円	認定後			区分Ⅱ	8,000円	24,600円	区分Ⅰ	8,000円	15,000円
認定前	医療費の3割(義務教育就学までは2割)																											
認定後																												
A	150,000円+(医療費-500,000円)×1% 【83,400円】																											
B	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】																											
C	35,400円 【24,600円】																											
認定前	外来(個人で計算)	入院および外来(世帯で計算)																										
一般	12,000円	44,400円																										
認定後																												
区分Ⅱ	8,000円	24,600円																										
区分Ⅰ	8,000円	15,000円																										
<b>※1</b> 国保被保険者(70~74歳)または後期高齢者で市民税課税の人は、手続き不要です <b>※2</b> 療養病床入院による食事代は、65歳以上が対象 <b>※3</b> 入院時生活療養費の算定は、病院の施設基準によって異なる		<b>■国保被保険者または後期高齢者で市民税非課税の人</b> <table border="1"> <tr><th>認定前</th><td>一般入院</td><td>260円</td></tr> <tr><td>療養病床入院※2</td><td>460円または420円※3</td><td></td></tr> <tr><th>認定後</th><td></td><td></td></tr> <tr><td>一般入院</td><td>Cまたは区分Ⅱ</td><td>90日まで 210円 91日以上 160円</td></tr> <tr><td></td><td>区分Ⅰ</td><td>100円</td></tr> <tr><td>療養病床入院</td><td>Cまたは区分Ⅱ</td><td>210円</td></tr> <tr><td></td><td>区分Ⅰ</td><td>130円※4</td></tr> </table> <p>○70歳未満の人の限度額は、入院・外来ごと、医療機関ごとに適用されます          ○【 】内は、前12カ月で4回以上高額療養費に該当する場合の限度額です          ○入院時の差額ベッド代や食事代、保険適用のない治療費は、上記金額に含まれません</p>		認定前	一般入院	260円	療養病床入院※2	460円または420円※3		認定後			一般入院	Cまたは区分Ⅱ	90日まで 210円 91日以上 160円		区分Ⅰ	100円	療養病床入院	Cまたは区分Ⅱ	210円		区分Ⅰ	130円※4				
認定前	一般入院	260円																										
療養病床入院※2	460円または420円※3																											
認定後																												
一般入院	Cまたは区分Ⅱ	90日まで 210円 91日以上 160円																										
	区分Ⅰ	100円																										
療養病床入院	Cまたは区分Ⅱ	210円																										
	区分Ⅰ	130円※4																										

### 「おいしいまつやま」巡回写真展

会 7月3日(火)~10日(火)=市役所本館1階ロビー、12日(木)~17日(火)=ルブリュまつやま(大街道三丁目)、22日(日)~25日(水)=てくるん(大街道一丁目)  
 因 おいしいまつやま 第1~6号で撮影した生産者、地域産品などの写真を展示

### 写真設置店募集

対 地産地消の取り組みを実施・応援している市内の事業所・販売店など▶設置期間=7月26日(木)~9月30日(日)のうち、7日間程度  
 申 7月13日(金)(必着)。直接または郵送。所定の書類(市ホームページにあり)を〒790-8571地域経済課(市役所本館8階)へ  
 ※写真の移送は応募者負担。詳細は市ホームページを確認  
 問 地域経済課 ☎948-6710・FAX 934-1844

### その他

知事とみんなの愛顔でトーク  
 知事が地域に向き、住民の皆さんと直接、意見交換を行う「知事とみんなの愛顔でトーク」の傍聴者を募集します。7月31日(火)14時30分~17時(会)松前町役場(伊予郡松前町)定50人(先着順)  
 申 7月27日(金)(必着)。はがき・電話・ファックス・メール。住所、氏名、電話番号を〒790-8502中予地方局地域政策課(chu-seisaku@pref.ehime.jp)へ中予地方局 ☎8751-9212601

7月は「社会を明るくする運動」強調月間  
 「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」を合言葉に明るく社会を築きましょう。問 松山保護観察所 ☎941-6159・FAX 946-2944

松山広域都市計画都市計画画道路・地域地区の変更および素戔土地区画整理事業の廃止(案)の縦覧  
 申 7月2日(月)~17日(火)8時30分~17時15分